

自動車NO<sub>x</sub>・PM総量削減基本方針に係る中間レビューの進め方について

## 1. 中間レビューの位置づけ

- ① 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年 6 月 3 日法律第 70 号、以下「自動車NO<sub>x</sub>・PM法」という。）に基づく、自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（平成 23 年 3 月 25 日閣議決定、以下「基本方針」という。）において、以下の目標を記述。（参考資料 1 参照）

- ・平成 32 年度までに自動車NO<sub>x</sub>・PM法に基づく窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域（以下「対策地域」という。）においてNO<sub>2</sub>及びSPMに係る大気環境基準を確保する。
- ・平成 27 年度までに監視測定局における大気環境基準を達成するよう最善を尽くす。

進行管理については「施策の進捗状況の的確かつ継続的な把握と評価に努め、総量削減計画の進行管理を着実に実施するものとする。」と記述。

- ② 「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について」（平成 24 年 11 月 30 日中央環境審議会答申、以下「答申」という。）においては、以下の通り記述。

（参考資料 2 参照）

- ・（自動車NO<sub>x</sub>・PM法に基づく対策について）平成 27 年度の中間評価にあたり、基本方針の（中間）目標である「すべての監視測定局における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成するよう最善を尽くす」ことがどの程度達成されているのかを踏まえ、制度や運用の在り方を含めて検討する必要がある。
- ・（基本方針に定める施策の推進について）平成 27 年度の中間評価に基づき、対策の強化を含めた追加的な施策の必要性を検討する必要がある。



中央環境審議会 大気・騒音振動部会（平成 27 年 9 月 11 日）において、中間レビューについて以下のとおり実施する旨了承。（参考資料 3 参照）

## ① 基本方針の中間評価

基本方針の中間目標の達成状況、施策の進捗状況について国が情報をとりまとめ、小委員会において点検評価を実施

## ② 基本方針の平成 32 年度目標の評価手法の検討

基本方針に示されている平成 32 年度目標の達成状況の評価手法について併せて検討

## 2. 環境基準確保目標の策定の経緯

- ① 「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について」(平成23年1月中央環境審議会大気環境部会自動車排出ガス総合対策小委員会中間報告、以下「中間報告」という。)において、自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)周辺等の汚染の状況に関して以下のとおり。

- ・自排局の設置に関しては、一定の地域代表性があり、自排局における環境基準の達成がまずは優先される。
- ・しかし、自排局における測定結果は、測定局という「点」としてのものであり、局地の地理的状況等により、自排局の周辺にもある程度の広がりを持った二酸化窒素の高濃度域が生じている局地もあると見込まれる。
- ・このため、対策地域における環境基準の達成については、自排局の「点」としての測定結果から、それぞれの局地の特性を踏まえ、汚染の広がりを考慮して評価する必要がある。
- ・(関係都府県からのヒアリングやシミュレーション結果から)交通量の多い交差点周辺といった比較的限定された範囲が二酸化窒素の高濃度域である局地と、さらに自排局から道路沿いに二酸化窒素の高濃度域が広がっている局地があるものと推察される。
- ・地域住民の理解を得るためにも、対策地域での環境基準の達成については、単に自排局における達成状況をもってのみ評価するのではなく、自排局周辺の沿道や同様の局地としての地域特性を持っている他の地区の状況についても評価するよう考慮することが重要である。

これを受けた「総量削減基本方針に定める目標の見直し」について以下のとおり。

- ・自動車NO<sub>x</sub>・PM法の目的は、(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質についての)環境基準の確保を図ることであり、そのためには、測定局において、継続的・安定的に基準を達成していることに加えて、汚染の広がりも考慮して対策地域全体として環境基準が達成されていることが必要である。
- ・次期総量削減基本方針における目標は、これらの観点から、「対策地域における大気汚染に係る環境基準の確保」とする。

- ② 基本方針(平成23年3月)

- ・平成32年度までに対策地域においてNO<sub>2</sub>及びSPMに係る環境基準を確保する。
- ・平成27年度までに監視測定局における環境基準を達成するよう最善を尽くす。

### 3. 環境基準確保の目標の評価における課題

中間報告によれば、

「自排局における達成状況をもってのみ評価するのではなく、自排局周辺の沿道や同様の局地としての地域特性を持っている他の地区の状況についても評価するよう考慮することが重要」とされている。



- ・対策地域内に常時監視測定局を無数に設置することは不可能。
- ・常時監視測定局の無い地点の大気汚染状況について、交通量等の情報をもとにした数値計算手法がある。
- ・常時監視測定局に比べて設置が容易で、多数の地点で濃度状況の把握が可能な簡易測定手法がある。

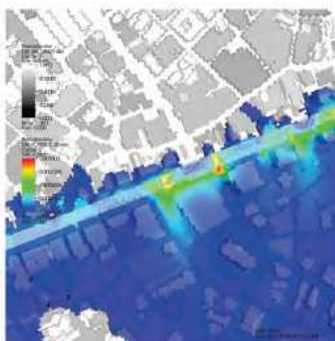


数値計算、簡易測定、及び常時監視測定局の結果等を組み合わせて、  
汚染の広がりを考慮した、対策地域全体としての環境基準の確保の状況を  
評価する手法を検討する必要があると考えられる。



#### 【常時監視測定局】

- ・環境基準値と比較する年間98%値を把握できる。
- ・増設や移設は容易ではない。



#### 【数値計算手法】

- ・測定局の無い地点の濃度状況を計算する。
- ・精度には限界がある。
- ・モデルにより適用条件等に違いがある。



#### 【簡易測定手法】

- ・監視測定局よりも容易に多くの地点に設置可能。
- ・環境基準値と比較する年間98%値は推計により求める必要がある。
- ・精度の高い値を得るためには四季測定必要。

#### 4. 中間レビューの進め方（案）

##### H27.11.25 小委員会開催

（中間レビューの進め方、大気汚染状況及び自動車NO<sub>x</sub>・PM対策の状況（概況））

##### H27年11月～28年2月

###### 【基本方針の点検評価】

- ・26年度までの自動車NO<sub>x</sub>・PM対策に係る情報整理（都府県及び関係省庁）
- ・32年度の測定局等における環境濃度の推計（首都圏）  
最新の交通量、気象データ等を反映させて、常時監視測定局等の地点における環境濃度の推計を行う。

###### 【基本方針の平成32年度目標の評価手法の検討】

- ・対策地域内の一部の地域への手法の適用（ケーススタディ）を通じた検討
- ・学識者による技術的検討

##### H28年3月頃 小委員会開催

（32年度の測定局等における環境濃度の推計結果、施策の進捗状況に関する情報）

##### H28年4月～秋頃

###### 【基本方針の点検評価】

- ・自動車NO<sub>x</sub>・PM対策に係る情報収集（都府県及び関係省庁）
- ・27年度の常時監視結果をとりまとめ、基本方針の中間目標達成状況の評価
- ・32年度の測定局等における環境濃度の推計（中京圏、関西圏）

###### 【基本方針の平成32年度目標の評価手法の検討】

- ・対策地域内の残りの地域における手法の適用（評価の試行）を通じた検討
- ・学識者による技術的検討

その後、小委員会にて報告（案）をとりまとめ、パブリックコメントを踏まえた上で再度小委員会を開催して、28年度中に中間レビュー報告をとりまとめる予定。

（中間レビュー報告の項目）

- ① 基本方針の中間目標達成状況の評価
- ② 自動車NO<sub>x</sub>・PM対策に係る施策進捗状況
- ③ 32年度の測定局等における環境濃度の推計結果
- ④ 基本方針に基づく今後の取組について
- ⑤ 環境基準確保目標評価手法について